

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、川上南部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 5 年 10 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	池田 勝則	佐賀市大和町大字池上1422番地 1	令和 5 年 8 月 19 日 退任
〃	永渕 新一郎	〃 〃 〃 1393番地	令和 5 年 9 月 1 日 就任